



平成26年5月8日  
 経済局金融課  
 経済局経営・創業支援課  
 株式会社日本政策金融公庫 横浜支店  
 公益財団法人 横浜企業経営支援財団

## 横浜市と日本政策金融公庫と 横浜企業経営支援財団が協定を締結！

～ 市内の創業・ベンチャー企業の成長と発展に向けて連携を強化します ～

横浜市は、「豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展」を目指し、今年の3月に「成長分野 育成ビジョン」を策定しました。ビジョンでは、「発展を支える企業の育成戦略」を掲げ、「創業・ベンチャー企業支援」や「チャレンジする企業の資金調達支援」などに取り組んでいます。

この度、横浜市（市長 林 文子）、株式会社日本政策金融公庫（横浜支店長 関口 朝弘）及び公益財団法人横浜企業経営支援財団（理事長 屋代 昭治、以下「IDEC」という）は、横浜市内の創業やベンチャー企業の成長・発展を推進するため、資金調達支援や経営支援などについて相互に連携を強化することを目的として、平成26年5月8日（木）、**「横浜市内の創業・ベンチャー企業の成長と発展に関する業務協力協定」**を締結しました。

本協定をベースとして、3者での連携を強化し、企業の成長を支援する取組を進めていきます。

### 1 経緯

横浜市では、今年度から、ベンチャー企業の事業資金の調達を支援するため、資本とみなすことができる借入金（資本性借入金）である**日本政策金融公庫の「資本性ローン（挑戦支援資本強化特例制度）」**を企業が活用する際に**利子補給**を行う事業を実施しています。

**この取組を進める中で、**市内経済の活性化と地域社会の発展を支援する IDEC とともに、横浜市内の創業・ベンチャー企業の成長と発展について**様々な形で推進するため、この度、包括的な業務協力協定を締結することとなりました。**

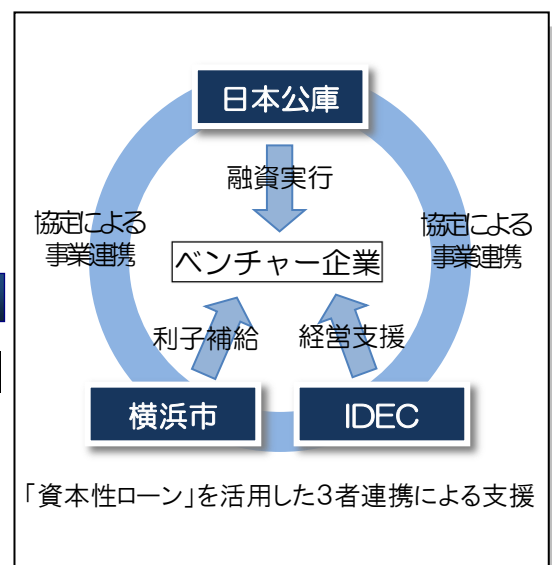
### 2 連携事項

- (1) 資金調達支援に関すること
- (2) 創業支援に関すること
- (3) 経営支援に関すること
- (4) 情報交換を目的とした連絡会議の実施に関すること
- (5) 各種支援策の情報発信に関すること
- (6) その他必要な事項

### 3 主な取組内容

#### (1) 「資本性ローン」に対する利子補給の実施（全国初）

横浜市が、「資本性ローン」に対して利子補給する「資本性借入金促進事業」（平成26年度新規）を実施（最大3年間、1%上限）。研究開発から事業化までの収益が出にくい期間の負担を軽減。



## (2) 「資本性ローン」活用企業への経営相談の一部無料化の実施

IDEC が通常有料で行っている経営コンサルティング事業について、「資本性ローン」を活用するベンチャー企業に対し、3回の無料枠を設定することで、事業活動を経営面から支援。

## (3) 交流会等の開催による支援の実施

「資本性ローン」を活用した横浜市内企業の経営者を対象に、日本政策金融公庫が先進性や経営戦略等について相互に情報交換を行う交流会等を実施。

## (4) 企業への出張講演等の実施

IDEC のインキュベーション施設（リーディングベンチャープラザなど）に入居しているベンチャー企業等に対し、日本政策金融公庫による出張講演等の実施。

## (5) 創業・ベンチャー企業向けのセミナーの開催

IDEC と日本政策金融公庫との共催で、従来から実施している創業セミナーに加え、新たにベンチャー企業に向けたセミナー等を実施。

今回の協定締結を契機として、上記以外の事業等についても連携していきます。

### <参考>

#### ●資本性借入金の特徴

長期の期限一括償還や業績連動型の金利設定、法的破綻時の劣後性などの特徴があり、金融検査上、負債ではなく自己資本とみなされる借入金です。これにより、資金繰りの改善や新規融資が受けやすくなるなどのメリットがあります。これを活用した日本政策金融公庫の制度が「資本性ローン（挑戦支援資本強化特例制度）」です。

#### ●日本政策金融公庫「資本性ローン（挑戦支援資本強化特例制度）」の概要（企業再生貸付を除く）

		中小企業事業			国民生活事業					
貸付対象	新企業育成貸付のうち、地域経済の活性化に資するもの等									
資金使途	設備投資資金及び長期運転資金									
貸付限度	1貸付先当たり3億円			1貸付先当たり3,000万円						
貸付期間	7年・10年・15年（期限一括償還）			7年以上15年以内（期限一括償還）						
貸付利率	成功判定区分	区分方法	適用利率			成功判定区分	区分方法	適用利率		
			7年	10年	15年			7~9年	10~12年	13~15年
	A	使用総資本減価償却前経常利益率5%超	5.65%	6.00%	6.30%	A	売上高減価償却前経常利益率5%超	6.60%	7.00%	7.25%
	B	同0%以上5%以下	4.05%	4.30%	4.55%	B	同0%以上5%以下	3.75%	3.95%	4.10%
C	同0%未満	0.40%			C	同0%未満	0.90%			
担保保証人	無担保・無保証人									
金融検査上の取扱い	金融機関の債務者区分判定において自己資本とみなしうる。									
償還順位	法的倒産手続において、本特例の債権は当該貸付先に対する全ての債権に劣後する。									
その他	・公庫が適切と認める事業計画書を提出する。 ・経営規律を維持させるため、四半期毎の事業状態の報告、業績悪化時（3期連続して成功判定「C」に区分されたもの）の日本政策金融公庫からの経営指導受け入れ等の特約を締結する。									

### お問合せ先

横浜市 経済局 金融課長 伊藤 敏孝 Tel.045-671-2586

横浜市 経済局経営・創業支援課長 今宮 佳浩 Tel.045-671-2575

株式会社 日本政策金融公庫 横浜支店 中小企業事業 総括課長 斉藤 清和 Tel.045-682-1061

株式会社 日本政策金融公庫 横浜支店 国民生活事業 融資第三課長 岡田 朋邦 Tel.045-201-9913

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 経営支援部担当部長 坂本 徳博 Tel.045-225-3714

※ 本件は、経済記者クラブにも配付しています。